

平成29年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成29年9月12日（火曜日）午前10時0分開会

※開議宣告

日程第1 第37号議案から第46号議案まで及び報第8号から報第11号まで

質疑

委員会付託

〔ただし、第45号議案及び第46号議案並びに報第8号から報第11号までを除く。〕

日程第2 決算審査特別委員会の設置及び委員選任

委員会付託

〔第45号議案及び第46号議案〕

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | | |
|------|-----|-----|
| 1 番 | 安 達 | かずみ |
| 2 番 | 中 尾 | 勉 |
| 3 番 | 黒 田 | 健 一 |
| 4 番 | 甲 斐 | 明 美 |
| 5 番 | 井ノ口 | 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 | 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 | 信 也 |
| 8 番 | 近 藤 | 紀 男 |
| 9 番 | 成 重 | 博 文 |
| 10 番 | 安 達 | 隆 |
| 11 番 | 松 本 | 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 | 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 | 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 | 安 行 |
| 15 番 | 河 野 | 正 春 |
| 16 番 | 山 本 | 博 文 |
| 17 番 | 菅 | 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 | 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
総括主幹兼庶務係長	次 郎 丸 浩 一

議 事 係 長

板 井 保 明

主 査

小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地 域 活 力 創 造 課 長	川 口 達 也
税 務 課 長	近 藤 幸 一
市 民 課 長	都 甲 賢 治
保 険 年 金 課 長	丸 山 野 幸 政
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	安 田 祐 一
ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長	伊 南 富 士 子
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長	藤 原 博 文
耕 地 林 業 課 長	後 藤 洋 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	早 尻 真 一
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	尾 形 稔
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 々 木 真 治
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長	
	土 谷 恒 男
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	
	大 力 雅 昭
消 防 長	宗 高 徳
総 務 課 課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長	
	都 甲 さ お り
総 務 課 総 務 法 規 防 災 係 長	近 藤 毅
教 育 委 員 会	
教 育 長	河 野 潔
教 育 庁 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長	
	安 藤 隆 治
教 育 庁 学 校 教 育 課 長	小 川 匡
教 育 庁 文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

9月12日

○議長（安達 隆君） 日程第1、第37号議案から第46号議案まで及び報第8号から報第11号までを一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせします。

質疑及び質問に関連して、4番、甲斐明美君、5番、井ノ口憲治君、14番、北崎安行君及び18番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、18番、大石忠昭君の発言を許します。18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石でございます。私は、最初に、北朝鮮が相次ぐ弾道ミサイルを発射、そして、3日には核兵器・核実験を強行しましたが、世界と地域の平和安定にとって重大な脅威でありまして、また、類以の安保理決議や、そして、6カ国協議の共同声明、また、日朝平壤宣言に違反する行為であり、このような暴挙を断じて許すことはできません。

日本共産党は、北朝鮮に対してこれ以上の軍事的挑発を中止することを求め、さらに、日本政府に対しても対話否定論に固執することを改めて、今こそ対話に踏み切るべきだということをアメリカ政府に強く働きかけることを求めて、質疑に入りたいと思います。

最初は、第37号議案について、8項目の質疑をいたします。

1番目は、今回、佐々木市長にかわりまして、今までなかった真玉・香々地地域に子育て支援センターを新たにつくることになり、800万円の補正予算が組まれておりますけれども、この事業についての内容、事業効果などについて市民に説明をしていただきたいと思っております。

2番目、3番目は、酪農や牛の関係での予算なんですけれども、酪農に対して100万円、繁殖牛に対して315万円の予算が組まれておりますけれども、最初の酪農については、これは市単の事業なんですけれども、この2つの事業について、どういう事業なのか、事業効果などについて説明をしていただきたいと思っております。

4番目は、呉崎・真玉干拓の問題ですけれども、懸案事項でありました干拓地、特に1工区の堤防の危険性が問題になっておりますけれども、いよいよこの事業の採択に向けて動き出しましたことは評価いたします。

よって、今回、補正予算で50万円の組織の立ち上げ資金が組まれておりますけれども、どういう内容なのか。これで実際には、ちまたではもう事業ができたような話で、土の希望をどこにするか。どこの山の土を持ってくるかという話も広がっているようですけれども、形式的な組織じゃなくて、本当に実効ある組織にしてもらいたいし、この組織でどういう事業をやっていくのか、説明してもらいたいと思います。

5番目と6番目は、シイタケ農家に対する支援事業でありますけれども、これも6番目のほうは単独補助、5番目は県の補助があるんですけれども、この事業内容や効果についても説明してもらいたいと思います。

7番目についてであります。これは、昨年9月議会で市独自の企業立地促進のための条例が制定をされました。これに基づいて昨年は申請者がなかったのでしょうか、執行しておりませんが、今年度の当初予算でここに書いておりますように、約1億1,000万円が計上されまして、今回、2,923万円が追加されることになりました。これは、永松市政になっても、こういう条例をつくって、こういう奨励金を交付するというのは初めての事業であります。

で、当時も大分合同新聞が大きく報道をしております。よって、私は、この事業効果をどう分析しているかをお尋ねしたいんです。

そして、この条例は審議の中で明らかになったように、ただ中核工業団地など進出企業だけじゃなくて、地場産業についても施設の規模拡大、新設・増設等々についても助成の対象になることになっておりますが、今回また約3,000万円追加されましたけれども、これが地場産業からそういう規模拡大などで助成の申請があっているのか。もう全て中核工業団地など誘致企業だけなのか、注目をしておりますので、説明してもらったらと思います。

最後、8番目は、新成人に対して補正予算という形で出されました。これ、本来なら当初予算だと思うんですけれども、よって、佐々木市長にかわって何か佐々木カラーが出ているんじゃないかと思っておりますけれども、今回の予算の内容などについて説明してもらいたいと思います。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 第37号議

案の内、地域子育て支援拠点事業についてのご質疑にお答えします。

本事業は、人口増施策の一つである子育て支援のさらなる充実を図る観点から、今後、総合的な施策の取り組みにより、分譲団地の造成や観光振興による雇用の創出など、若い子育て世代の増加を見込んでいる真玉・香々地地域における周辺部対策として、いち早く施設整備に取り組むものでございます。

施設の概要につきましては、各庁舎の敷地内にある建物の空きスペースを活用し、主に未就学児を対象とした子育て親子の交流や子育てなどに関する相談・情報提供の場を創設するものでございます。

また、地域の高齢者の方々にも子育てお世話人として参加・交流を促し、生きがい対策としての側面も視野に入れていきたいと考えております。

施設規模につきましては、屋内遊具の設置や休憩・相談スペースなどで、70平米程度を予定しているところでございます。

事業運営につきましては、現在、真玉・香々地地域に週1回、花っこルームを開設しておりますが、健康交流センター花いろ内に設置している花っこルームと同様の常設施設として、来年度より週6日の開設を考えております。

また、運営主体につきましては、施設運営のノウハウを有するNPO法人アンジュ・ママンに委託したいと考えております。

なお、事業費につきましては、ご提出の資料のとおりでございまして、真玉・香々地地域の整備に係る費用として、改修工事請負費200万円、備品等に係る拠点施設整備補助金600万円、合計800万円を計上させていただいております。

財源につきましては、国の子ども・子育て交付金、県の地域子ども・子育て支援事業費補助金を活用いたしまして、国、県、市で3分の1ずつ負担していくものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） 第37号議案の内、酪農業における後継牛の安定確保を図るため、搾乳用後継牛の支援事業についてのご質疑にお答えいたします。

本事業は、酪農後継牛の安定確保を図ることを目的として、搾乳用素牛の高騰が続く中、外部導入に頼らず、搾乳用後継牛を自家保留により確保するこ

とを推進しており、その育成期間に要する費用の一部を支援する事業でございます。

対象牛は、平成27年4月2日から平成28年4月1日生まれの雌牛を後継牛として、平成29年度内に自家保留を行った牛でございまして、4農家、20頭を見込んでおります。

本事業は、平成22年度から28年度までの間に実施しておりまして、この間の実績では、130頭の自家保留ができております。

また、平成28年度末の搾乳用の乳牛頭数は179頭であり、5年前の平成23年度末時点では169頭と、微増ではありますが、酪農情勢が厳しい今日において、産地の維持・拡大を図ることができております。

これは、本事業による効果もさることながら、酪農家の皆さんのご尽力によるものと考えております。

議員ご指摘にありますように、県下でも10市町が同様な支援を行っていると同っておりますので、県単事業などによる制度化について今後も要望してまいりたいと考えております。

次に、繁殖雌牛の増頭を支援する事業についてお答えします。

本事業は、豊後牛の生産拡大を目的として、繁殖雌牛を外部導入または自家保留により増頭に取り組む生産者に対し、その経費を支援する事業として、県は平成27年度より、おおい豊後牛生産向上対策事業を設置しております。

本事業の対象牛としましては、子牛の登記書を根拠に、血統及び育種価の期待値において能力の高い繁殖雌牛を導入、または、自家保留により増頭することを目的としております。

当市においては、平成27年度に10頭、平成28年度に46頭と、既存生産者の規模拡大はもとより、新規繁殖農家による取り組みも含め、飼養頭数は拡大している状況であります。

なお、今年度内は10農家、30頭を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 耕地林業課長、後藤洋治君。

○耕地林業課長（後藤洋治君） 第37号議案の内、呉崎・真玉干拓海岸保全対策の協議会についてのご質疑にお答えします。

西国東干拓地域は、国営干拓事業により昭和21年度に着手し、昭和44年度に完成、築造後47年から60年が経過しており、堤防や樋門等の海岸保全施設は経年劣化による破損や機能低下が著しく進行してい

9月12日

ます。

さらに、南海トラフ地震等の巨大地震や津波により、海岸保全施設が損壊した場合、農業施設や人家等への甚大な被害も懸念され、防災対策も大きな課題となっております。

議員ご質問の本協議会は、このような状況にある西国東干拓地区の国直轄による改修事業の早期実現に向けた国等への要請活動等を行うための組織で、本市全体の要望が強く伝わるよう、行政のみでなく、地元、関係機関を含めた方々で構成されております。

本定例会において計上した負担金50万円は、海岸保全施設整備西国東干拓地区推進協議会の活動費に充てるもので、国等への要請活動が主な使途であります。

次に、第37号議案の内、シイタケ生産農家の生産性の向上と増進を図るため、生産施設や生産機械の導入に対する助成についてのご質疑にお答えいたします。

この助成は、県の生産施設整備事業の中の生産基盤高度化事業による人工ほだ場の整備と効率化促進対策事業によるバックホウの導入に対して助成するものであります。生産基盤高度化事業においては、県2分の1、市4分の1の補助率、効率化促進対策事業においては、県3分の1、市6分の1の補助率でございます。

続きまして、同じく第37号議案の内、シイタケの原木供給に対する補助金についてのご質疑にお答えいたします。

この補助金は、シイタケ生産者の高齢化による原木の伐採、玉切りの労力軽減及び新規参入者の未熟な原木伐採技術事故の防止のため、原木を伐採し、玉切りをしたものを森林組合が供給する事業に対し、原木1本当たり90円の補助金を交付するものです。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第37号議案の内、企業立地促進奨励金の事業効果についての議案質疑にお答えいたします。

初めに、これまでの経緯を申し上げますと、近年、自動車産業の集積が進む県北地域においては、この機を逃さず企業誘致を促進しようと、近隣の自治体が相次いで独自の奨励金制度を設けているという状況の中、本市では、大分北部中核工業団地の土地購入費の10%を補助する企業立地促進特別措置条例がありました。中小企業基盤整備機構から大分県及

び大分県土地開発公社へ工業団地の移管の際、土地の単価を大幅に値下げしたため、平成26年度に廃止した状態でございます。

そうした中、企業さんからの問い合わせの中で、「宇佐や中津には奨励金があり、しかも、地理的には中津・北九州から遠い豊後高田市にはないのか」という要望もありましたので、本市におきましても昨年の9月議会において、企業立地促進条例を可決していただき、本年度から運用を開始したところでございます。

その事業効果につきましては、企業の設備投資に伴います固定資産税の増加、雇用の拡大、法人税の増額など、大きなメリットがございます。この奨励金制度が追い風となりまして、中核工業団地の用地の販売につながるとともに、企業の設備投資も続いている状況でございます。

企業誘致は年々自治体間の競争が厳しくなっておりまして、誘致のみでなく、市内からの転出を防ぐという観点からも、奨励金制度は必要となっております。

なお、現時点で私どもが把握しております奨励金に係る雇用の拡大につきましては、誘致企業さんにおいて12名の新規市内雇用者を見込んでおります。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 教育庁総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育庁総務課長兼地域総務一課長(安藤隆治君)

それでは、大石議員のご質疑の成人式のアトラクション等についてお答えをいたします。

今回計上しております補正予算の内容といたしましては、成人式のアトラクションに係る経費、それから、参加者への記念品代であります。なお、ここ近年では成人式の中で市長とのふれあいトークや、市をPRする動画の上映などを実施してまいりましたが、今年度の成人式につきましては、アトラクションを計画しているところでございます。

それから、市長がかかって新市長のカラーかということでもありますけれども、当然、新市長とも話をする中で、こうした内容になっているところでございます。

以上です。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) じゃあ、再質疑をいたします。

子育て支援についてですけれども、今の説明では、

今年度は施設の整備などをし、来年度から委託事業でやるということなんですけれども、玉津の城台団地ができて、佐々木市長が選挙の時も言っているように、真玉や香々地の人や田染の人もこちらに入ると。地域で若い人が少なくなるという指摘がありましたけれども、今の課長のお話では、かなり今後ふえるという前提でこういう事業をやるということで、私どももこれを評価いたします。

よって、事業規模が、真玉と香々地では違うんですけれども、それぞれどれぐらいの子どもや保護者を対象にした事業を想定しているのか、ちょっと実績から説明してもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 大石議員の再質疑にお答えします。

真玉、香々地の利用見込みでございますけども、現在、真玉、香々地地域に週1回の出張花っこルームを開設いたしております。

そういった中で、平成28年度実績で、出張花っこルーム、真玉で年間延べ親子合わせて465人、出張花っこ香々地で年間延べ256人のご利用をいただいております。

なお、来年度常設になることにより、子育て世代の方がより利用しやすく、また、高田地域の方々も気分転換でご利用いただけるのではないかとというふうにも考えております。

それと、地域の高齢者の方々にも子育てお世話人としてご協力いただくことで、地域の活力にもつながることと考えております。

さらに、今現在の真玉・香々地地域の対象となる未就学児の状況でございますけども、平成29年4月1日現在で、市内在住の未就学児童の総数は932人でございます。内、真玉地域在住の未就学児童数は84名、香々地地域在住の未就学児童数は68名となっております。

先程ご答弁申し上げたように、今後、いろいろな総合的な施策により増加を見込んでおり、周辺部対策としていち早く整備し、今後さらに子育て支援の充実に取り組むものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 本当にさらなる子育て支援の充実に取り組んでいただきたいと思っております。

次が、牛の関係なんですけれども、酪農業の後継

牛の育成ということなんで、豊後高田市の場合、平成22年度からこの事業に取り組んでおりますけれども、その結果、これまでで130頭、こんども20頭を予定しているということなんですけれども、ところで、聞き取りの時にも、県から派遣された課長にお願いしたんですけれども、佐々木市長に、ちょっと一言答弁してもらいたんですが、皆さん心配しているのは、この前も言いましたように、佐々木市長にかわったら広瀬知事とよくないから、なかなか予算が来ないのじゃないかと。高田はつぶれるんじゃないかというようなことを言う人までおりましたよね。

ところが、今度の6日に市長の提案理由説明の中で、冒頭お話がありましたように、広瀬知事と佐々木市長は仲よく、いろんな形で政策協定を結んだということが報告されました。大変喜んでおります。よって、その中の一つに、農業振興のことがありました。農業振興の中できょう2つ、後でまたもう一回質問をするんですけども、1つは、今の後継牛の育成です。今回100万円で、1頭が5万円の補助を出しているんですが、大分県18市町村の中で、この種の事業をやっているのが10あります。それで、何とか佐々木市長として、市民の皆さんは県に物が言えない、県から相手にされないみたいなことを言う人がおるわけですから、そんなことはないぞということで、初仕事で10自治体も協定して、一緒になって、これはもうせめて半額補助をやれということで、県単事業でやるように働きかけてもらいたいと思っておりますが、佐々木市長の政治力を見せてもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） ただいまの再質疑にお答えいたします。

現在、10市町でこの事業をそれぞれ単独でやっておりますが、今までも県の担当者会議などで要望をしまりました。今後は、各市とも連携を強めて要望していきたいと考えております。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 私は市長に質問をしたんですけれども、課長、もう一回答えてください。担当者会議で、いつ、何月何日にやったんですか、あなたが課長になってから。

それから、市長、こんな大事な問題、答えられないんですかね。やるか、やらんかは県がやることなんです。働きかけることは、これは市を代表して市長がやると。県から派遣された課長も大いに担当者会議で努力するということが、実現に向かっての一番の早道じゃないですかね。一般財源で全部もつか、今度も100万円出すのか、県の事業で半額もらうかというのは大きな違いでしょう。市長、それ働きかけはできないですか。

○議長(安達 隆君) 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長(藤原博文君) ただいまの担当者会議の日時でございますが、ことしの5月10日に要望をしております。

○議長(安達 隆君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) この問題につきましては、平成22年度から今現在行っておりますが、私のほうも10市町村とも連携をとりながら県に要望してまいりたいと、こう思っております。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) じゃ次は、干拓地のこの改修事業に向けての組織の立ち上げに予算50万円つきましたが、これも、情報によりますと、もう来年度もほとんど採択されて、やれそうなんですけれども、これもやっぱり政治力、組織の立ち上げも大事だけれども、やっぱり市長が政府に、関係機関に向けて直接働きかけてもらおうと。永松市長と違って、佐々木市長の場合、30年間県会議員としての実績があります。政治家としてはキャリアがありますので、やっぱり市長として強くあらゆる機会を設けて、あの干拓地はこれは国の事業ですから、国の事業で実施できるように働きかけてもらいたいと思います。組織は組織でやるけれども、市長のトップがどうということかというのは、高田港の問題もそうでしょう。高田港のことはなかなかやれないんよね。県会議員としてやりたかったけど、やれなかったでしょう、高田港のこと。市長がやらなかったからね。

だから、やっぱり市長がどういう態度をとるかは大事ですから、干拓地の今後1工区だけでなく、2工区、3工区の問題がありますから、そのしよっぱなどとして1工区を早くやらせるということで、市長が政治力を発揮してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(安達 隆君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) この問題につきましては、

広瀬知事さんとも政策協定の中でしっかり応援をしていただけるということではありますが、国のほうでは、この事業については今年度の事業採択は見送るという方向であります。

そういう意味で、地元の熱意を持って示していただきたいと。市長どうこうじゃなくして、地域のみんなとそれだけのものを持って県、国のほうにも要望を引き続きやっていきたいと、こう思っております。よろしくお願いします。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 次は、シイタケの関係で、原木に対して1本90円の助成をやっているんですけども、これは大体年間の原木生産数というのはどれぐらいあって、100%の原木に対して90円の補助金がもらえるのか、どうかです。

これも、もう長く言いませんが、今回は180万円なんですけれども、一般財源なんです。大分県は、全国47都道府県の中で、干しシイタケの生産量日本一なんです。断トツ日本一なんです。干しシイタケの分です。

よって、やっぱりこの豊後高田を含む国東半島の宇佐地域は、クヌギ林とため池をつなぐ循環農業が評価されて、世界遺産になったわけです。そういう中で、豊後高田においても原木シイタケを奨励しておりますが、これも市長が県に向かって、大分県はシイタケ生産県ですから、こういう原木に対して市は独自で90円出しておるんですけども、何とか県の事業でやって、半額、県、半額、市というように一歩進めてもらいたいと思うんですが、市長の見解を求めます。

以上です。

○議長(安達 隆君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 今おっしゃたような方向ではありますが、県にしっかりと要望をしてみたいと思います。

○議長(安達 隆君) 耕地林業課長、後藤洋治君。

○耕地林業課長(後藤洋治君) 昨年度の本数は2万本でございます。こま数はよろしかったですか。

以上であります。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 生産農家を支援する事業なんですけれども、全て原木に対して90円でいけるんですかと。その内の何割しかできない。あとの人は対象外とかいうことはないね。2万本打ったら2万本。今回にふやした場合、補正予算だから、私は気

になっているんです。今から打ちますわね。今度180万円予定しておっても、これ2万本分なんです、180万円というのは。それを、いや、2万5,000本にふやすといった時は予算が足らなくなるから、その時は一部はカットということになったら困るでしょうが。それなら、90円をまた下げるということも困るからね。予算の組み方としては、本年度は去年とこま打ち数が同じなんです。もっとふやす計画なのかどうかという。世界農業遺産になったということもあって、やはりシイタケについては力を入れたいかんでしょう。それはどうなんですか。

○議長(安達 隆君) 耕地林業課長、後藤洋治君。

○耕地林業課長(後藤洋治君) これは、希望の生産者に対しまして、森林組合のほうの販売するわけですけれども、その本数というのは、一応本年度の要望というのは、どのくらい実際にまだ出るかわからないんですけども、昨年度の実績を踏まえた形の本数になっております。

以上です。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 時間がないので先に行きますけれども、やっぱり、市長は県にも働きかけるといいますから、豊後高田においてもやっぱり原木シイタケ農家の育成には特別力を入れて、農家所得を引き上げるために努力してもらいたいということを要望しておきます。

7番目の企業立地の奨励金のことで、課長が条例を制定した時から課長をしておりまして、当時のことから、宇佐、中津などのことも含めて詳しく説明がありまして、市民の皆さんもよくわかったと思うんです。

実は、ある市内の業者から、これ新聞で約3,000万円の予算が出た時に初めて知って、俺たちの会社でもどうじゃろうかというぐらいの立派な社長もおられるぐらい、まだまだ知られていない人もおります。

よって、今回の予算審議ですから、約3,000万円については地元の企業でこの奨励金の対象になる、3,000万円の内に対象が入っているのか、どうなのか。今までの1億1,000万円については全然入ってなかった。6社でしょう。聞きたいのは、約1億1,000万円の中で、6社に交付しているんです。だから、固定資産税が上がったからと言うけれども、固定資産税は来年からしか影響しないんです。これ、しないでしよう。それは答弁は要りませんが、私が聞きた

いのは、約1億1,000万円の奨励金を出しました。これは全部一般財源です。この内に一番交付額が大きいところはどれぐらいなのか。一番少ないところはどれぐらいなのか。で、全部で5種類の奨励金事業なんですけども、この1億1,000万円については、3つの事業が適用されています。

で、今度の場合は2つということですが資料が出されているようですけれども、どうしても、私は、やっぱり地元企業をどう育成するかという観点でちょっと質問したいんです。

それと、もう一つは、これだけの予算の条例を組んだんですから、こととして終わるわけではない。来年からも引き続きやるんですけれども、中核工業団地でいうならば、あと4区画、約6平米の土地があるんです。で、これは何度も議論をしてきました。この条例を議論する時にもいろいろ意見を述べていて、前の永松市長にも要求したんですけども、永松市長が任期中に、せめて4区画中の1区画でも企業誘致を実現したらどうかと、功績を残すように、詰めましたけれども、とうとう4区画は長年放置をされたままなんです。

だから、これは県の土地開発公社の土地になりましたけれども、今回、半額補助になったんです。この条例で、企業が買ったなら、市が半額出すことになったんです。で、市長、何とか、人口をふやすことが最重点課題ということなんで、大いにやってもらわないことには働く場所がないんですから、若い人の働く場所をつくるためにも、4区画、6平米土地があるんですから、何とか、県知事もいろいろ話ができる状況ですから、市長としてこういう条例もあるんだと。土地を買っても半額補助をするんだよという形で企業誘致に取り組んでもらえないか、市長の見解を求めます。

○議長(安達 隆君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 企業誘致は、雇用の場の確保の面からも、定住人口の増加に欠かせない重要な施策と考えております。中核工業団地の残りの区画数もわずかではありますが、今後とも大分県と連携しながら、積極的に企業誘致に努めたいと、こう思っております。

そういう中であって、今の立地企業の方々も増設をやりたいという方向であります。雇用の確保ができないという大きな問題にぶち当たっておることも事実であります。そういう意味で、しっかりと雇用対策を考え、そして、そういう中において県にも

お願いをしまいたい、こう思っております。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので、もう次に行きます。

次は、第40号議案についてでありますけれども、ケーブルテレビの関係の補正予算で、今回、約2億2,000万円が提案されております。これだけ大きな事業費が当初予算じゃなくて、佐々木市長にかわってからの2回目の議会に、今、提案されると。もう年度末までに期限がないですけども。

で、この事業の積算の基礎と業者選定についてということで説明を求めているんですけども、これは一般財源であるだけに、何とか事業費を抑えるべきは抑えないと、もう市の財政の今の状況から見て、大変なことになると思うので、だから、これ市民がわかるように、もうケーブルテレビが設置されたから、これが終わったと思ったら、また新たに2億何千万円という金を一般財源で持つということは、市民にとっては大変な問題なんです。だから、ちょっとわかるように説明をしてもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長（藤重深雪君） 第40号議案のご質疑にお答えいたします。

ケーブルテレビネットワーク施設整備事業といたしまして、更新時期を迎えます告知端末などの機器の更新に係る経費2億1,973万円を計上させていただいております。

具体的には、告知端末の管理を行うセンター機器の更新、各ご家庭に設置しています告知端末と後継機器との取りかえに係る経費の一部で、2億1,703万円、新規加入により新しく設置する後継機器の購入費270万円でございます。

業者選定につきましては、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）との随意契約を予定しております。

選定理由といたしましては、NTT西日本が現在、通信系のサービスを提供していること、無料電話や安否確認、緊急通報などのサービスを継続するためのシステムを管理していることなどでございます。

本事業は、全加入者を対象としますことから、高額な経費がかかりますので、少しでも事業費を抑えなければならないと思っております。

そのため、NTTの全国的なサービス変更により全加入者のネットワーク機器の取りかえ作業を、NTT西日本が行いますので、同じネットワーク内で

稼働する告知端末を同時に取りかえることにより、経費が安く抑えられることや、宅内の工事回数が減ることで、加入者のご負担も軽減されることが大きな理由でございます。

今後、加入者の皆様には、ケーブルテレビなどで事業概要やスケジュールなどをお知らせすることといたしております。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 広域圏の宇佐に建設するごみ処理場の問題でも、高過ぎるとというのが市民の声なんですけれども、今度の問題についても、やっぱり約2億2,000万円でしょう。当然納得できないんですけども、それを入札じゃなくて、何かもうNTTとでき上がってて、全てNTT任せでやると。最初の事業もNTTでやった。下請けはどこということが決まっているということなんですけど、ちょっとそのために資料の3ページを見てください。出してもらったんですけどね。

その中で告知端末の委託業務、委託するんですね。委託を入札じゃなくて随契でやるということでしょう。それで、物品費という形で1億5,492万円なんです。この物品費の1億5,492万円というのは、これは根拠は何なんですか。これが経費を抑えたという数字なんですかね。

それで、私なりに計算してみました。3月末時点で、ケーブルテレビに加入している方が8,592件です。これ今度の予算で単純計算しましたら、1件当たり2万5,574円になるんです。これ全部一般財源。いや、市民は個人負担はないよと。市が税金で払いますよということになっているんです。もうケーブルテレビができて10年なんですけど、10年でこんだけの事業が、1世帯当たり2万5,000円を超えるんでしょう。そんなにかかるのかと、もうNTTはぼろもうけじゃないかと言いたくなるんですよ。

よって、このもとは、どういう形でできてきたのかが一番聞きたいんです。

それから、もう一件が、今、加入者が8,592件なんですけども、これ、全ての加入者の告知端末を入れかえるということなんですか。見たら、家庭には機械が4つあります。もう大変なんですけど。4つの内の4つとも入れかえるのか、1個だけなのか。1個入れかえたら、あとの3つはどうするかという問題が、また、毎年毎年2億円を超えるのかという心配もあるんです。

だから、私たちも勉強が足りませんでした。もう

こんなに10年にして、告知端末だけで2億円を超えるような事業をやらにやいかんかと。で、また、来年も再来年もやるということになるのかどうか。もうこれで終わるんかね。この事業は8,592件の加入者の内で全てのところを更新するというのか、どうなのか、説明してください。

それから、もう一個心配なのは、若い人がふえました。最初の時は、加入者間で電話が無料というのが売りでしたけれども、もうそうじゃなくて、今は携帯電話で上限ありだから、もう使い放題ですから、ほとんど電話は、私なんかも携帯電話をスマホにかえましたけど、使っておりますけれども、そういう状況でしょう。だから、もうケーブルテレビもそう見らんわと。スマホで全ていくわという人もふえてきておるんです。

だから、もうこんな機械を4つも置いちゃって、部屋は狭いのに、引き上げてくれというような声も若い人の中では聞いております。これが、これだけの予算をかけてまた更新はしたわ、もう私、これやめるとなったら、もう本当に無駄な金になってくるんで、そういう若い人たちのケーブルテレビ離れている人たちをどう掌握しているのか。この対策を考えているのか、この辺をちょっと市民が納得するような形で説明してください。

それから、NTTとこれだけの委託料で、2億円を超える委託をするんですけれども、NTTは、この物品購入や工事などはどの業者がやるのか。ある特定の業者がやるという話もありますけども、それじゃ、市内の中小業者はたまったもんじゃないんです。だから、その辺、どういうことを考えているのか、市民に納得できる説明を求めたいと思います。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長(藤重深雪君) 大石議員の再質疑にお答えいたします。

今回の取りかえ工事については、加入者全世帯を対象といたしております。

今回の工事は、NTTが行います工事につきまして、今までの光の速度が1ギガに上がる予定になっておりますので、若い方にも便利に使っていただけるようになるかと思っております。

工事業者でございますけども、今回の取りかえの工事につきましては、IP告知などの機器やシステムに熟知していること。で、通信工事の資格も必要となりますことから、今回の作業はNTT西日本で予定をいたしております。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 時間がありませんので、この議案はあしたの総務委員会で続きをやりますので、これ時間制限なしですから、やれますから。

次は、第44号議案と報第8号がありますので、あと8分ですからそれぞれ4分以内ということになりますけど、犬田にあります中核工業団地の立地企業で働いている方の専用の市営住宅です。これが空き家はかなりあるんですけども、今回は、1回入居したら、今までは5年で出てくれ。今度は10年間いいですよ。家賃が4万円でしたけども、3万5,000円に引き下げるといことなんですけど、こうすれば、今のあいているところも全て利用していただけるという見通しがあるのかどうか、その一つ、もう1点だけ。短くて、いいです。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第44号議案豊後高田市立地企業従業員用住宅条例の一部改正についての議案質疑にお答えいたします。

豊後高田市立地企業従業員用住宅につきましては、大分北部中核工業団地に勤める従業員さんの住居の確保を目的として、平成19年度に建設したものでございます。そのため、大分北部中核工業団地に勤務する従業員さんと、同居親族のある方が入居の対象となっております。

平成26年度までは満室でございましたが、現在8戸中3戸が空室になっておりまして、これまで中核工業団地の企業の皆さんに入居の依頼を随時行ってまいりましたが、「入居から5年後には引っ越しをしなければならないという条件が大きな壁となっている」とお伺いいたしましたので、今回、ご要望に基づきまして、入居可能期間を倍の10年間に変更するものでございます。

また、家賃につきましても、建設から10年が経過したことと、毎月の共益費4,000円の負担も考慮いたしまして、月額4万円から3万5,000円に値下げするものでございます。

今回の変更によりまして入居希望者が増加し、定住人口の増加も図れるものと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) じゃ最後に、報第8号について質疑をいたします。

今回は、私の調査によりますと、市の市有地をあつる方の駐車場に貸し出したという方の使用料が全く

9月12日

入らないので、もうこれをチャラにすると。37万7,000円をですわね。

それから、水道料金についても、これは営業用の水道なんです。個人の家庭用水道じゃなくて、営業用の水道料金も137万円をチャラにすると、その他あるんですけども、今までの決算の時に問題にしてみましたけれども、今回は不納欠損じゃなくて、もう債権放棄という方法をとることになったんです。その辺の、これは佐々木市長がやったことじゃなくて、3月31日、永松市長時代にやったことなので、よって、この原因と理由などについて、市民が納得できるような説明をしてもらいたいと思います。

○議長（安達 隆君） 財政課長、飯沼憲一君。

○財政課長（飯沼憲一君） 報第8号の内、普通財産貸付料についてお答えします。

今回放棄した債権は、法人と賃貸借契約を結んだ土地の貸付料で、平成7年度から15年度までの合計37万7,041円です。

まず、原因に関係があるので、経緯もあわせてご説明いたしますと、入金滞り始めたのは平成4年度からで、お手元資料の3ページにございますように、平成7年度の一部までは入金がありました。しかし、その後の分は文書や電話あるいは訪問での催促を行ってまいりましたが、入金はございませんでした。

その内、法人の代表取締役と連絡さえつかない状況となり、法人が経営不振で営業をされていないことがわかりました。また、法人の代表取締役が市外へ転出していることもわかりましたので、転出先へ催告書の送付も行いましたが、お支払いいただける意思を確認できませんでしたので、賃貸借契約を解除いたしました。

その後、法人の代表取締役ご本人は自己破産されましたが、賃貸借契約の相手方である法人は登記が残っておりましたので、過去の滞納分について毎年請求を続けておりました。転出先への訪問も行いましたが、進展はございませんでした。

今回、債権放棄をすることとなった原因でございますが、債務者に起因するものといたしましては、今、経緯で申し上げましたように、法人の経営不振や代表取締役の自己破産などがあると思っております。

一方、債権者であります市に起因するものとしては、まず、滞納が発生した後の早期の対応が不十分であったことだと考えております。

税金等は法令で滞納処分が自力執行できる定めがありますが、普通財産貸付料は基本的には調査権がなく、財産の差し押さえや把握ができません。時効の中断や強制執行をするためには、支払督促や訴訟の提起など、裁判所の手続が必要でありましたが、これまでこのような対応はしてこなかったことも原因の一つと考えております。

そこで、市といたしましては、再発防止策として、平成28年3月に市の債権管理に対する方針を示す債権管理条例を制定し、平成29年1月に具体的な債権管理に関する手続を記載した債権管理マニュアルを策定いたしました。

このマニュアルを活用し各職員がノウハウを共有し、共通認識を持った上で、今後の改善に向け、市全体として統一的な取り組みを推進できるよう、研修会を開催したところです。

また、すぐに実施できる対策といたしまして、契約の更新や変更契約の際に順次、財産調査等に関する同意書をいただいております。再発防止に努めているところであります。この同意書をいただくことにより、課税状況、口座情報、年金・給与など、財産を把握するための調査ができるようになります。現在、普通財産貸付料に関しましては、その他の滞納はありませんが、今後滞納が発生した場合には早期対応に努め、法令に基づき適正な債権管理に努めてまいり所存でございます。

最後に、債権放棄の理由につきましては、当該債権の時効満了期間は5年でございますが、すでに13年が経過しているため、平成29年3月31日付で、債権管理条例第7条第1項第5号の消滅時効完成を理由に債権放棄し、不納欠損処分を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 市営住宅の件で、123件で35万7,000円が放棄されとるんですけども、今度、県の住宅公社に委託したら100%集金ができました。これとの関係で、これをこっだけ放棄するんじゃないか、あとの滞納というのは何件ぐらい残っているんですか、それだけ。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、あとどれぐらい滞納者が残っているかということですが、平成28年度末現在で76名であります。現在、入居中の方が20名、すでに退去されている方が56名となっております。

ます。

以上でございます。

○18番(大石忠昭君) 終わります。

○議長(安達 隆君) 議案質疑を続けます。

4番、甲斐明美君の発言を許します。4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。私たち日本共産党は、たび重なる北朝鮮の弾道ミサイル発射や核実験に強く抗議し、日本政府に対話による平和解決を求めまして、質疑に入りたいと思います。

1項目め、第37号議案について。

1つ目、骨髄移植ドナー支援事業についてです。

白血病などの血液難病の方を助けるため、骨髄等の提供者、ドナーや、ドナーを雇用している事業者に対して、休業期間中の助成として、それぞれ幾らでしょうか。この事業の啓発は、どのようにするのでしょうか。

2つ目、商工業振興事業、起業チャレンジ支援事業について。

ア、女性起業家を対象としたセミナー開催及び移住者の創業支援を行うものということですが、その事業内容はどのようなものでしょうか。

イとして、別の項目でも移住者個人創業支援事業がありますが、どう違うのでしょうか。

3つ目、滞在型観光促進事業について。

アとして、この事業の概要について説明してください。

イとして、今回200万円計上されていますが、この助成を受けるための条件はどのようなものでしょうか。

4つ目、長崎鼻パーフェクトビーチ整備事業について。

アとして、484万円の内訳を教えてください。

イとして、平成29年度予算として4,950万7,000円の事業費補助金が出ています。その上に、一般財源より484万円の補正予算を組んだ理由は何でしょうか。

以上です。お答えをお願いします。

○議長(安達 隆君) ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長(伊南富士子君) それでは、私のほうから第37号議案の骨髄移植ドナー支援事業についてのご質疑にお答えします。

この事業は、骨髄などを提供した方、いわゆるドナーや、ドナーを雇用している事業所に対して経済

的負担の軽減を図り、骨髄などの移植を行いやすくすることを目的に実施するものでございます。

平成29年3月末現在、市内で骨髄バンクにドナー登録されている方は50名いらっしゃいますが、これまでのところ実績はございません。この事業を白血病などの患者さんを救うために活用していただければと願っております。

昨年、市長会で県に実施について要望してまいりましたが、平成29年4月より、実施市町村に補助をするという形で、県でも助成が開始されています。

助成金額でございますが、骨髄などを提供するドナーには、有給休暇を除いて、1日につき2万円で、上限7日の14万円、助成対象事業所にはドナーに有給休暇を与えた日に対し、1日につき1万円で、上限7日の7万円を計上しております。

また、事業の啓発につきましては、ホームページや市報に掲載することや、チラシを作成しまして、献血などの際にお配りするといったことを通じて、広く市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。(○7番(土谷信也君) 議事進行。)

○議長(安達 隆君) 7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 質問の仕方ですけど、1番の①から④まで、最初の質問は通して質問するんじゃないでしょうか。(発言する者あり) 済みません。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第37号議案についての議案質疑の内、商工業振興事業についてお答えいたします。

初めに、女性起業家を対象としたセミナー開催についてでございますが、平成26年度以降の創業支援の実績を振り返ってみますと、平成26年度が3件、平成27年度は9件、平成28年度が7件、そして、今年度が現時点での見込みで14件の合計33件となっております。その内、女性起業家が15名と、約半数を占めている状況です。

今回、女性起業家を対象としたセミナーを開催することで、今後、起業を検討している方と、すでに起業されている方との交流によるネットワーク構築の起業支援を行うとともに、他市の女性起業家と連携することによる事業規模の拡大、収益の向上による安定経営を図ることが目的であります。

また、移住者の創業支援につきましては、先程申し上げましたように、今年度は移住者の創業希望者が相次いでいることから、起業チャレンジウェルカ

ム支援事業の増額を行うものでございます。

次に、移住者個人創業支援事業についてでございますが、この事業は、本年度、大分県が本市の起業支援事業をモデルに新たに設けた補助事業でございます。補助率2分の1、補助限度額100万円というものでございます。

本市の起業チャレンジウェルカム支援事業等との違いを申し上げますと、県が補助金の2分の1を市に補助するという、県の事業でありますので、県外からの移住者のみが対象となること、そして、本市の事業は移住後3年以内の方を対象としておりますが、県の事業につきましても、原則移住後1年以内となっております。

本市では、県の補助を有効に活用するため、この事業で今年度3件の創業支援を行う予定でございます。

次に、滞在型観光促進事業の概要について、お答えをいたします。

本事業につきましては、昨年度、市内で旅館業を営んでいる方を対象にして、宿泊施設の魅力向上に資する改修工事等を助成する豊後高田市観光宿泊施設魅力アップ助成事業補助金を新設したところですが、今回、この助成対象となる施設等を拡充するものでございます。

現在、国におきましては、2019年ラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピックといった世界的イベントに備え、より多くの訪日外国人を受け入れるための環境整備の一環として、旅館業法などの規制緩和なども検討されております。

そのような中、本市におきましても来年度に迎える六郷満山開山1300年祭や国民文化祭など、大きなイベントが予定されており、これまでの通過型観光から滞在型観光への転換を図るチャンスであります。

この対策といたしまして、市内の旅館等の魅力アップに加え、宿泊施設を拡充するため、これまで旅館営業のみを対象としたものを、民泊等も含んだ簡易宿所営業の施設につきましても助成対象とし、あわせて、今後、民泊による起業される方についても対象とするものでございます。

補助額につきましては、既存の旅館営業は魅力向上につながる改修等に係る費用につきましても、補助率2分の1で200万円を上限に助成していますが、今回拡充いたします簡易宿所営業につきましては、施設規模等も小さくなることから、補助率2分の1で100万円を上限といたしております。

主な要件を申し上げますと、市内で旅館業法第2条第3項の旅館営業または同条第4項の簡易宿所営業を行い、または、行う予定の施設であること。5年以上事業を継続する意思を有すること。また、簡易宿所営業の場合は、年間を通じて宿泊者を受け入れること。さらに、農家民泊の場合は豊後高田市グリーンツーリズム推進協議会に加入することなどでございます。

本助成事業によりまして、市内におけます滞在型観光のさらなる推進を図り、市全体の観光振興につなげてまいりたいと思っております。

次に、長崎鼻パーフェクトビーチ整備事業についてお答えいたします。

ご案内のとおり、現在、長崎鼻リゾートキャンプ場の海水浴場を舞台として、安全・快適・清潔な海水浴場の整備と海洋療法の手法を取り入れた保養プログラムの確立による誘客促進を目指したパーフェクトビーチ事業に取り組んでおります。

今回、補正予算で計上いたしました484万円の内訳についてでございますが、現在、長崎鼻リゾートキャンプ場に係る地方創生交付金事業は、岬のキャンプ場側でのコテージ整備と海水浴場側での環境整備の2つの事業を同時進行いたしております。

今回の補正で計上させていただいた484万円の内、400万円がコテージ2棟の建設に係るものでございまして、コテージ周辺の舗装や屋外デッキの整備などの環境整備工事を行うとともに、あわせて、海水浴場側におけます環境整備として、雑排水処理槽の設置や外灯のLED化を行うものであります。

いずれの整備につきましても、パーフェクトビーチ構想の事業効果を高めるため一体的に整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質疑をいたします。

骨髓移植ドナー支援事業についてですが、本市でも白血病などの血液難病の方を助けるための助成制度ができたことは、患者さんやドナーにとって大きな希望となります。骨髓移植やドナー提供者など、市民の中には初めて聞くことばもあると思いますが、自分や家族に関係することもあり得ます。まだこの事業は全国全ての市町村に行き渡ってはおられません。人の命を救うドナーに対して敬意を払い、仕事を休ませてくれる事業所にも理解をしていただき、感謝できるように、この制度を市民に周知させていただ

きたいと思います。ホームページ、市報、チラシなどで市民に周知されるということですが、内容をわかりやすくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(安達 隆君) ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長(伊南富士子君) 議員がおっしゃるように、本当に市内でも毎年数名の方が白血病で亡くなったりされていますので、ぜひ周知をしまいたいと思います。

チラシ等の啓発内容につきましては、これから検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 2つ目の起業チャレンジ支援事業について、再質疑をしたいと思います。

女性起業家を対象としたセミナーを開催することですが、一般の方はすぐに起業する予定を立てていないと思います。立てている方もいるかと思いますが、そのような方以外の方もいます。セミナーを開催する時の対象は、どのような方たちが参加するようになるのでしょうか。どのような内容で、いつごろ予定しているのでしょうか。女性の力も市として応援してほしいと思います。よろしくをお願いします。お答えをお願いします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、起業チャレンジ支援事業の再質疑にお答えいたします。

女性起業家を対象としたセミナーについてでございますが、このセミナーにつきましては、豊後高田市で起業を考えている女性の方の掘り起こしを行うという趣旨でございますので、起業を実際に考えている方、また、ちょっと興味がある方、どのような方でも気軽に参加していただいて、そういった方が交流できる場を設けるために実施するものでございます。起業を考えている方の一歩背中を押すというふうにお考えいただけますか、そういった後押しをしたいというふうに考えております。

開催の時期につきましては、現在のところ11月、1月、3月の全3回を今年度は予定して、1回当たり大体2時間程度の交流会、セミナーを予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 3回していただけるという

ことですが、同じ内容をするのでしょうか。それとも、継続的な内容を深めていくようなことをされるのでしょうか。お願いします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 現時点におきましては、3回の詳しいセミナーの内容については固まっておりますので、重なる部分もあると思いますし、若干異なる部分もあると思います。内容については具体的にはまだ固まっております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 起業チャレンジ支援事業と移住者個人創業支援のことですが、限度額が大体100万円とか、そういったのが多いようですが、他市でも同じような支援事業があるということなので、高田は創業しても失敗しないところだと言えるように、ロコミができるようにしていただけるように、本市では創業に失敗しないために、どのような努力をしたいと思っているのでしょうか、お願いします。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 起業チャレンジ支援事業についての再質疑にお答えいたします。

この事業は、もともと平成26年度に、起業チャレンジ若者支援事業という形で、45歳以下の若者の方が起業する場合を対象に始まったものでございますが、平成27年度から、若者とは別に移住者の方の創業相談が非常に多うございましたので、起業チャレンジウェルカムということで、市内の45歳以下の若者が上限50万円、で、ウェルカム、移住者の方の75万円を基本とした二本立てでやって、今現在に至っているところでございます。

で、失敗しないための対策等についてでございますが、そもそもこの創業支援で相談をうちの商工観光課のほうで最初に相談窓口に来た方に対しては、まず、商工会、商工会議所、そういった経済団体との創業計画を十分に詰めること。もちろん金融機関等の資金的な相談もきっちり計画をしてもらおうということでやっております。

そういったきちんと計画ができたものに対しまして補助を助成するというような形をとっております。現在のところ順調にふえていると、想像以上にふえているといったような状況でございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

9月12日

○4番(甲斐明美君) 高田の町が元気になるように計らってください。お願いします。

3つ目の滞在型観光促進事業についての再質疑です。

今現在、助成対象となっている簡易宿泊所とか、農家民泊、まだほかにもあるのかと思いますけど、何戸、どれくらいの数あるのでしょうか。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、滞在型観光促進事業についての再質疑にお答えいたします。

対象となっているのが何件あるかということでございますが、先程申し上げましたように、従来は市内の旅館営業をしているところが対象でございまして、今回拡充するのが簡易宿所等の民泊営業ということでございます。

先程申し上げましたように、これから簡易宿所営業、民泊等で創業したいという方も対象としていることもありまして、現在のところ、対象が何件という具体的な数字につきましては把握しておりません。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 宿泊所、民泊等はどうもふえていきそうだということですね。前に、魅力アップ観光促進事業をしたと思います。その時なども、旅館等も快適な旅を過ごせるように、いろいろなことをしたと思います。それ以外の旅館でも、市内の観光地のパンフレットなども利用して宣伝などを行っていると思いますけども、今回の補助事業によって助かっている方たちには、ぜひとも本市の観光をより促進するために、観光案内もできるよう市も努力していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、滞在型観光促進事業につきましての再々質疑にお答えしたいと思います。

もちろん、今回、今まで事業を実施してもらった旅館につきましては、今の時勢に合致しますように、Wi-Fi環境の整備とか、訪日外国人に対応した多言語表示等を必ずやらしてもらいをお願いしておりますし、また、今後、そういった方面でもご協力してもらいようにしていきたいと思っております。

また、もちろん市内の観光案内マップや、いろいろな観光パンフレット等も設置していただけるよう、協力をあわせてお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 4つ目の長崎鼻パーフェクトビーチ整備事業についてです。

イの一般財源より484万円の補正予算を組んだことでございますが、この長崎鼻パーフェクトビーチの総事業費は、平成30年までに1億650万円の事業費でやっていくということでした。途中何回か見直しなどもあるかと思いますが、予算が次々と膨らむことのないようにしてほしいと思います。

また、今回は、イの484万円は市の一般財源から出ておりますので、お金の使い方といいますか、そういった予算の使い方には注意していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、長崎鼻パーフェクトビーチ整備事業についての再質疑にお答えいたします。

議員ご案内のように、貴重な財源を使って事業を進めることですから、充分効率よく執行に向けて取り組んでいきたいと思っておりますが、今回、当初予算の段階では、今回実施いたしますコテージ周辺の舗装等の整備までは予定しておりませんでした。検討を進める中で、事業効果を高めるために追加して整備することとなり、今回補正を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 次に、2項目の第43号議案について、豊後高田市子ども医療費助成条例の一部改正について。

アとして、医療費の窓口無料化は、市外・県外の医療機関でもできるのでしょうか。

イとして、医療費助成が受けられない例がありましたら、説明してください。

ウとして、この条例の一部改正に伴う財源負担については、どのような計画でしょうか。

以上です。

○議長(安達 隆君) 子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長(安田祐一君) 第43号議案豊後高田市子ども医療費助成条例の一部改正についてのご質疑にお答えします。

本市の子ども医療費助成制度につきましては、現行、未就学時の入院、通院、歯科、調剤等に係る医

療費及び小中学生の入院に係る医療費の自己負担分の助成を実施いたしております。

今回の改正により、新たに小中学生の通院、歯科、調剤等及び高校生等の入院、通院、歯科、調剤等を加え、子育て支援のさらなる充実を図る観点から、助成範囲の拡充を行うものでございます。

議員ご質疑の、まず、医療費の助成に当たって、対象者が県内の医療機関を受診された場合、受給資格者証を提示していただくことにより、窓口での負担は生じないようにしております。

ただし、県外の医療機関を受診された場合、または、受給資格者証を忘れた場合は、一旦、窓口で医療費の自己負担分をお支払いしていただき、後日、領収書を市の窓口を持参して申請を行っていただくことで、助成が受けられる仕組みとなっております。

次に、子ども医療費の助成が受けられない例でございますが、条例第3条に規定する助成対象者の要件に該当しない場合がございます。具体的には、子どもが市内に住所を有しない場合、医療保険の被保険者または被扶養者でない場合、それと、生活保護を受けている場合の現行の3つの要件と、今回新たに追加規定した子どもが就職し保護者の扶養から外れた場合、それと、子どもが婚姻した場合については本人が自立したと認められるため、助成対象者から除くこととしております。

また、養育医療など国の公費負担の給付がある医療費については、子ども医療費の助成より優先していただくため、現行どおり助成対象外となります。

そのほか、医療機関の受診費用が第三者から賠償される場合や、学校管理下の事故でスポーツ保険が適用される場合も助成対象外となります。

なお、不正な行為により子ども医療費の受給を受けられた方がもしいた場合には、助成した額の全部または一部を返還していただく返還規定を、条例第9条に定めております。

次に、本条例改正に伴う財政負担についてでございますが、さきの定例会で、中尾議員、河野徳久議員の一般質問にご答弁申し上げたとおり、高校生までの拡充に伴い、新たに約3,700万円が一般財源として増額となる見込みでございます。

なお、事業実施に当たりましては、安定した事業運営となるよう財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） ウの再質疑を行います。

私も、この医療費無料化についてはどれくらいかかるか、無料化している他市の子育て支援の窓口を尋ねて計算したりしました。本市ではできない予算額ではないと考えていました。市民は、今回の市長公約について喜んでいますが、財政は大丈夫かと心配する声は当然あります。市のほうも安定的な財源確保に努力すると言われました。安心しております。

市長にお願いします。この子ども医療費助成事業は、国の制度として実施するよう働きかけてもらいたいと思います。

また、県は8年前に中学生までの入院費は助成されましたが、通院費についてはありません。県に、子ども医療費の中学卒業までの通院費の助成拡大をするように働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て・健康推進課長、安田祐一君。

○子育て・健康推進課長（安田祐一君） 甲斐議員の再質疑にお答えします。

子ども医療費助成制度の国への要望関係でございますけれども、すでに全国市長会で、国に対しては全国一律で助成制度を創設するよう要望がなされておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、大分県に対して、中学生の通院に対して補助制度を創設するよう要望ということでございますけれども、これにつきましては、現在、大分県の市長会のほうで、県全体として子ども医療費について、各自自治体ばらばらでございますので、どうあるべきかという議論を始めたばかりですので、その中でご議論されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 本市の場合は、高校卒業まで子ども医療費を無料にするということで、画期的なことだと思っております。せめて中学卒業まで無料化している他市のこともあり、そういった県や国に働きかけ、費用が助成されるようになれば、市の財政も楽になると思っております。子ども医療費高校卒業まで無料化は、市民みんなで元気な高田っ子を育てることになり、若い方、移住される方も安心して子

9月12日

どもを産み育てられると思います。

これで、私の議案質疑を終わります。

○議長（安達 隆君） 議案質疑を続けます。

1番、安達かずみ君の発言を許します。1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 議席番号1番、公明党の安達かずみです。

第37号議案、9番の雇用対策事業について質疑を行います。

事業内容についての詳細をお伺いします。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第37号議案の内、雇用対策事業についての議案質疑にお答えいたします。

今回の152万6,000円の補正につきましては、外国人技能実習制度の実施に向けて、商工会議所が受け入れ機関として、外国人研修生の受け入れを行う事業を実施するための助成金でございます。

この制度は、開発途上国の経済発展・産業振興の担い手となる人材育成を行うため、先進国の進んだ技能、技術、知識等を修得させるもので、諸外国の青壮年労働者を一定期間、産業界に受け入れて、技能等を修得してもらうというものでございます。

外国人の受け入れ機関につきましては、海外支店等を持つ民間企業等が受け皿となります企業単独型と、商工会議所など営利を目的としない団体が行う団体管理型がございまして、商工会議所が受け入れ機関の認可を受け事業を実施することで、市内の受け入れ企業さん方の負担軽減が可能となります。

この受け入れ機関の業務は、職業紹介の資格取得、諸外国の送り出し機関との調整、出入国の手続、実習生の面接、及び、市内での1カ月間の研修、実習中の企業及び実習生の管理監督など、さまざまな業務が必要となることから、商工会議所において受け入れ業務を専任で行う職員を配置するための経費を支援するものでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 再質疑を行います。

企業というのは、工場系の企業でしょうか。ほかにも土木とかいろいろあると思うんですけど、種類が決まっているのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、雇用対策事業についての再質疑にお答えいたします。

この技能実習制度につきましては、国のほうでいろいろ職種が決まっておりますが、製造業だけではありませんで、農業、その他の業種もなります。

ちなみに、現在の市内の状況でございますが、市内の就職応援企業約100社にアンケート調査を実施したところ、製造業及び農業で9社のほうが、現在この外国人技能実習制度を利用して受け入れ等を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） では、製造業と農業に対しての研修生を受け入れるということでのいのでしょうか。それと、この外国人の派遣の事業というのは大変難しくトラブルも多いみたいなんですけれども、その外国人の派遣に精通した方というのがその人を雇うんだと思うんですけど、今、市内にそういう方がいらっしゃるということなんでしょうか。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、雇用対策事業についての再々質疑のほうにお答えしたいと思います。

今回のこの事業の対象ですが、先程申しましたように製造業と農業ということで限定したものではございません。市内にある企業様で、こういった外国人技能実習制度の受け入れ企業として協力いただけるところは、幅広く対応していきたいというふうに思っております。

で、専門の詳しい人がいるかというご質問ですが、現状では、そういった専門の目当てがあるわけではございません。ただし、お隣の宇佐市の商工会議所さんが、もうすでにこういう制度をやられておまして、うまく順調に進んでいるということで、現在相談のほうをさせていただいております。そういった先進地の事例等をよく研究いたしまして、円滑な運用を実施できるよう検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 質疑を終わります。ありがとうございます。（○18番（大石忠昭君）議長、議事進行。）

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 議長から許可をいただきましたので、発言をいたします。

先程の私の第37号議案の質疑中に、中核工業団地

の団地について、4区画、約6ヘクタールというところを、平米と言ったようでありますので、ヘクタールに変えていただきたいと思えます。

豊後高田市議会議員 土谷 信也

○議長（安達 隆君） わかりました。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第37号議案から第44号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所轄の常任委員会に付託いたします。

豊後高田市議会議員 近藤 紀男

日程第2、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第45号議案平成28年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第46号議案平成28年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議会選出による監査委員を除く17人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第45号議案平成28年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第46号議案平成28年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議会選出による監査委員を除く17人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会委員の方々には、本日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開きますので、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

○議長（安達 隆君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月14日午前10時に再開し、一般質問を行います。

なお、一般質問は2日間を予定していますが、場合によっては変更することもございますので、あらかじめご了承ください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆